

災害復旧事業および災害関連事業等

本資料は、新潟県中越地震の復旧にあたり、適用が想定される制度・事業等について、目的、内容、沿革等を取りまとめたものです。

また、災害復旧事業および災害関連事業以外にも、復旧・復興にあたり採択の可能性がある事業についても、併せて整理しています。

1. 公共土木施設（河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路）	1
2. 農林水産業施設等	8
3. 住宅・宅地等	11
4. 鉄道	13

1. 公共土木施設（河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路）

事業対象	河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路の復旧	災害復旧事業査定設計経費の補助	直轄河川の改良復旧	砂防設備の改良復旧
事業名	河川等災害復旧事業	災害復旧事業査定設計委託	直轄河川災害関連緊急事業	直轄砂防災害関連緊急事業
事業目的	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象によって被災した施設の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とする	災害復旧事業に係る国庫負担申請を行うために必要な査定設計の作成に要した経費について補助することにより、速やかな災害復旧事業の実施を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とする。	災害復旧事業は原形復旧を原則としているが、被災箇所の単独復旧のみでは復旧の効果が十分ではなく、場合によっては再度災害が繰り返されるおそれがある。このためこれらの箇所について災害復旧の効果を有効にするため、一定区間内において緊急に河川事業を実施し、一連の効果を発揮させることを目的とする。	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置又は災害復旧工事に関連する砂防設備の改良復旧を目的とする。
事業内容	災害にかかった公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路）を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合には、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む）。また、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、従前の施設に代わるべき必要な施設とする	査定設計書を作成するために要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費若しくは請負費において、河川局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るもの及び復旧工事費に比して多額の費用を要する地すべり対策工事、特殊工法等に係るものの費用について補助する。	（1）対象 原形復旧のみでは再度災害防止を図ることが十分期待できない場合の改良復旧及び上・下流・被災上部等復旧工事と密接に関連する区間の工事 （2）事業の実施 被災箇所とその一連区間を被災年度に計画的かつ緊急的に実施する。	従来行っていた災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧及び施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処するための砂防設備の設置又は災害復旧工事に関連する砂防設備の改良復旧を目的とする。
事業主体	国土交通省、都道府県、市町村	都道府県、市町村	国土交通省	国土交通省
採択基準	（1）国土交通大臣又は地方公共団体若しくはその機関が維持管理する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路の災害復旧事業で、国土交通大臣又は地方公共団体等が施行するものであること。 （2）暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害であること。 （3）災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）ことを目的とするものであること。 （4）1カ所の工事費が国土交通大臣に係るものは500万円、都道府県及び指定都市に係るものは120万円、市町村に係るものは60万円以上のものであること（直轄道路については、第8章道路行政参照）。	1）負担率が0.667を超える団体又は河川局長が別に定める金額（都道府県45億円、市町村3,000万円）以上となる団体における河川局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るものに対する定率を乗じて得た額と実支出額のいずれか低い額 （2）次のいずれかに該当する箇所で、委託費等の額が当該箇所ごとに500万円以上で、かつ、決定工事費に対する割合が7%以上であるものに対する実支出額 a 地すべり対策工法を実施する箇所 b 橋梁、高架構造物、トンネルにかかる箇所 c 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所 d 一定災にかかる箇所 e シールド工法等特殊な工法を実施する箇所 f 広範囲にわたる用地調査が必要な箇所 （3）補助金の総額が河川局長が別に定める金額（都道府県1,500万円、市町村150万円）以上であること	国土交通大臣が維持管理する河川について、災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、これと合併して行う改良工事について次項に該当するもの 原則として総工事費に占める災害関連緊急工事費の割合が5割以下のもの 1カ所の災害関連緊急事業費が5,000万円以上のもの 原則として当該年度の実施計画に計上されている施行箇所以外のもの	緊急事業 砂防法第6条により、国土交通大臣が砂防工事を施行する区域（当該年度において緊急的に砂防工事を施行するため、砂防法第6条の告示をする区域を含む。）において、当該年発生風水害・震災・火山活動等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が漂流に堆積しているもの及び当該年発生山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とするもので次の各項の一に該当し、1カ所の事業費が3,000万円以上のもの 1 緊急な災害復旧事業に先行して施行する必要があるもの 2 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの （1）鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの 2）官公署・学校又は公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの （3）人家20戸以上 4 農地20ha以上（農地10ha以上20ha未満で当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地

事業対象	河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路の復旧	災害復旧事業査定設計経費の補助	直轄河川の改良復旧	砂防設備の改良復旧
事業名	河川等災害復旧事業	災害復旧事業査定設計委託	直轄河川災害関連緊急事業	直轄砂防災害関連緊急事業
				20ha 以上の被害に相当すると認められるものを 含む。) 関連事業 国土交通大臣が施行した砂防設備又は直轄砂防設備改良工事と密接な関連があるものとして、都道府県知事と地方整備局長（北海道においては北海道開発局長）が協定を締結した都道府県管理砂防設備、並びに砂防指定地でかつ砂防法第 6 条により、国土交通大臣が砂防工事を施行する区域（当該年度において、砂防法第 6 条の告示をする区域を含む。）における準用河川又は普通河川の天然河岸について、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できない場合にこれと合併して行う改良工事で次の各項に該当するもの 1 原則として総工事費に占める災害関連緊急工事費の割合が 5 割以下のもの 2 1カ所の災害関連緊急事業費が 3,000 万円以上のもの 3 原則として当該年度の実施計画に計上されている施行箇所以外のもの
負担率	2/3（ただし 北海道、離島、奄美、小笠原、沖縄 4/5）以上	1/2	2/3 8/10（北海道）	2/3
補助率			昭和 62 年度より実施	昭和 62 年度より実施（担当課 河川局保全課） 【根拠法等】砂防法第 6 条、第 14 条
沿革	明治 14 年度から計上	昭和 51 年度から計上		

事業対象	地すべり防止施設の改良復旧	河川の改良復旧	障害物等の除去の実施	構造物の強化・機能の向上
事業名	直轄地すべり対策災害関連緊急事業	河川等災害復旧助成事業	河川等災害関連特別対策事業	河川等災害関連事業
事業目的	当該年に発生し、又は活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急的に実施し、当該年度内に地すべり防止施設等の設置を行い、あるいは災害復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、これと合併して改良工事を行うことによって、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し、又は軽減し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	被害が激甚であって、被災箇所のみでの復旧では維持上、公益上必要な効果が得られない場合において、未被災箇所も含めて一定計画のもとに改良復旧を行い、再度災害の防止及び民生の安定を図る。	河川の災害復旧助成事業及び河川又は砂防の災害関連事業に関し、改良復旧事業による再度災害防止効果を確保するため、障害物等支障となる原因の除去を行うことにより、公共の安全を保持し、もって公共の福祉を増進する。	災害復旧事業だけでは維持上及び公益上十分な効果が得られない場合、被災箇所の復旧に併せて未被災部分を含めて、構造物の強化、機能の向上等を行い、再度災害の防止、民生の安定を図る。
事業内容	地すべり防止区域において排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、改良し、その他地すべり等を防止するために国土交通大臣が実施する地すべり防止工事である。	一・二級河川及び都道府県・指定都市が管理する海岸について、上記目的のため、災害復旧事業費に改良費を加え、河積の拡大、法線の是正等、一定計画の改良復旧を行う。	河川の災害復旧助成事業又は河川、若しくは砂防の災害関連事業の候補箇所の直上下流において、狭窄部、屈曲部等の自然の障害物又は橋梁、堰等河川の区域内に設置された工作物がこれらの改良復旧効果の確保に支障となる場合において、その支障となる原因を除去する事業である。	河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、道路、橋梁、急傾斜地崩壊防止施設について河積の拡大、法線の是正等を行うほか、堤防の嵩上、拡大等施設の補強、改築、新設等を行う。
事業主体	国土交通省	都道府県（河川・海岸）、指定都市（海岸）	都道府県、市町村	都道府県、市町村
採択基準	<p>緊急事業</p> <p>地すべり等防止法第 10 条により、国土交通大臣が地すべり防止工事を施行する区域（当該年度において緊急的に地すべり防止工事を施行するため、地すべり等防止法第 10 条の告示をする区域を含む）において、当該年発生風水害、震災等により地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべり防止工事で、次の各項の一に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの 2 鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む）並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 3 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 4 人家 10 戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの <p>関連事業</p> <p>国土交通大臣が施行した地すべり防止施設又は直轄地すべり防止工事と密接な関連があるものとして都道府県知事と地方整備局長（北海道においては、北海道開発局長）とが協定を締結した都道府県管理の地すべり防止</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 一級河川の指定区間又は二級河川であること（河川） 2) 都道府県又は指定都市の長が維持管理する海岸に係る工事であること（海岸） 3) 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの 4) 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として 5 割以下のものであって、助成工事費が 6 億円を超えるもの 5) 原則として他の改良計画がないもの 6) 助成事業費によって得られる効果が大であるもの 7) 上下流（前後）に悪影響を与えないもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する河川に係る工事であること。 2) 直上下流において、災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。 3) 災害復旧助成事業又は災害関連事業の実施に支障となる箇所で、これらの事業からの足距離は概ね 200m 以内であること。 4) 原則として他の改良計画のないものでかつ、事業によって得られる効果が大であること。 5) 工事費が原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業の災害復旧事業の工事費を超えないもので、都道府県及び指定都市に係るものにあつては概ね 1,600 万円以上、1 億円未満、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあつては概ね 1,200 万円以上 1 億円未満のものであること。 6) 災害復旧助成事業又は災害関連事業と同年度に採択されるものであること。 	<p>災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するため、災害復旧事業と合併して改良復旧を行う事業で、次の各号に該当するもの</p> <p>地方公共団体又はその機関が維持管理する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、道路、橋梁、急傾斜地崩壊防止施設に係る工事であること。</p> <p>総工事費のうち、災害関連工事費の占める割合が原則として 5 割以下のものであり、かつ、1カ所の災害関連工事費が都道府県及び指定都市に係るものにあつては 2,400 万円以上、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあつては 1,800 万円以上のものであること。</p> <p>原則として他の改良計画のないもの</p> <p>また、接近して施行される 2 以上の工事箇所を一体とみなして施行することによって得られる効果が大である場合、合わせて一体的な「地域関連」として扱える制度があり、次の各号に該当するものが対象となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 接近して施行される同一工種の工事箇所、異なる管理者により施行されるもの 2) 接近して施行される河川、海岸、砂防、道路と橋梁工事箇所

事業対象	地すべり防止施設の改良復旧	河川の改良復旧	障害物等の除去の実施	構造物の強化・機能の向上																																																																																																				
事業名	直轄地すべり対策災害関連緊急事業	河川等災害復旧助成事業	河川等災害関連特別対策事業	河川等災害関連事業																																																																																																				
	施設について、災害復旧工事のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、これと合併して行う改良工事で、次の各項に該当するもの 1 原則として総工事費に占める災害関連緊急工事費の占める割合が5割以下のもの 2 1箇所の災害関連緊急事業費が2,000万円以上のもの 3 原則として、当該年度の実施計画に計上されている施行箇所以外のものなお、これらは(1)原則として年度内に完成の見込みのあるもの、(2)原則として1カ所の事業費が3,000万円以上に限ること。																																																																																																							
負担率または補助率	溪流にかかる分 2/3 その他の分 1/2	1/2 ただし 河川(北海道) 5.5/10 (沖縄) 6/10 海岸(北海道) 11/20 (沖縄) 6/10 (離島) 11/20 (奄美) 2/3	4/10 ただし 北海道・沖縄 1/2	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助率</th> <th></th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(河川)</td> <td>1/2</td> <td>離島(河川)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(海岸)</td> <td>1/2</td> <td>(海岸)</td> <td>11/20</td> </tr> <tr> <td>(砂防)</td> <td>1/2</td> <td>(砂防)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(道路・橋梁)</td> <td>1/2</td> <td>(道路・橋梁)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(急傾斜地)</td> <td>1/2</td> <td>(急傾斜地)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(地すべり)</td> <td></td> <td>(地すべり)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溪流に関するもの</td> <td>1/2</td> <td>溪流に関するもの</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5.5/10</td> <td>その他のもの</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>北海道(河川)</td> <td>11/20</td> <td>奄美(河川)</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>(海岸)</td> <td>1/2</td> <td>(海岸)</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>(砂防)</td> <td>1/2</td> <td>(砂防)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(道路・橋梁)</td> <td>1/2</td> <td>(道路・橋梁)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(急傾斜地)</td> <td></td> <td>(急傾斜地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(地すべり)</td> <td>1/2</td> <td>(地すべり)</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>溪流に関するもの</td> <td>1/2</td> <td>溪流に関するもの</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>6/10</td> <td>その他のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖縄(河川)</td> <td>9/10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(海岸)</td> <td>2/3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(砂防)</td> <td>1/2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(道路・橋梁)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(急傾斜地)</td> <td>8/10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(地すべり)</td> <td>6/10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溪流に関するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		補助率		補助率	(河川)	1/2	離島(河川)	1/2	(海岸)	1/2	(海岸)	11/20	(砂防)	1/2	(砂防)	1/2	(道路・橋梁)	1/2	(道路・橋梁)	1/2	(急傾斜地)	1/2	(急傾斜地)	1/2	(地すべり)		(地すべり)		溪流に関するもの	1/2	溪流に関するもの	1/2	その他のもの	5.5/10	その他のもの	1/2	北海道(河川)	11/20	奄美(河川)	2/3	(海岸)	1/2	(海岸)	2/3	(砂防)	1/2	(砂防)	1/2	(道路・橋梁)	1/2	(道路・橋梁)	1/2	(急傾斜地)		(急傾斜地)		(地すべり)	1/2	(地すべり)	2/3	溪流に関するもの	1/2	溪流に関するもの	1/2	その他のもの	6/10	その他のもの		沖縄(河川)	9/10			(海岸)	2/3			(砂防)	1/2			(道路・橋梁)				(急傾斜地)	8/10			(地すべり)	6/10			溪流に関するもの				その他のもの			
	補助率		補助率																																																																																																					
(河川)	1/2	離島(河川)	1/2																																																																																																					
(海岸)	1/2	(海岸)	11/20																																																																																																					
(砂防)	1/2	(砂防)	1/2																																																																																																					
(道路・橋梁)	1/2	(道路・橋梁)	1/2																																																																																																					
(急傾斜地)	1/2	(急傾斜地)	1/2																																																																																																					
(地すべり)		(地すべり)																																																																																																						
溪流に関するもの	1/2	溪流に関するもの	1/2																																																																																																					
その他のもの	5.5/10	その他のもの	1/2																																																																																																					
北海道(河川)	11/20	奄美(河川)	2/3																																																																																																					
(海岸)	1/2	(海岸)	2/3																																																																																																					
(砂防)	1/2	(砂防)	1/2																																																																																																					
(道路・橋梁)	1/2	(道路・橋梁)	1/2																																																																																																					
(急傾斜地)		(急傾斜地)																																																																																																						
(地すべり)	1/2	(地すべり)	2/3																																																																																																					
溪流に関するもの	1/2	溪流に関するもの	1/2																																																																																																					
その他のもの	6/10	その他のもの																																																																																																						
沖縄(河川)	9/10																																																																																																							
(海岸)	2/3																																																																																																							
(砂防)	1/2																																																																																																							
(道路・橋梁)																																																																																																								
(急傾斜地)	8/10																																																																																																							
(地すべり)	6/10																																																																																																							
溪流に関するもの																																																																																																								
その他のもの																																																																																																								
沿革	昭和62年度より実施(担当課 河川局保全課) 【根拠法等】地すべり等防止法第10条、第28条	昭和9年度より実施 【根拠法等】海岸法第27条、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条	昭和59年度より実施(当初は河川のみで、平成6年度より砂防を追加) 【根拠法等】激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条	昭和29年度より実施(「地域関連」は平成3年度に創設、平成6・15年度) 【根拠法等】海岸法第27条、砂防法第13条、地すべり等防止法第29条、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条																																																																																																				

事業対象	災害発生の原因となった障害物の除去	小規模河川の機能保全	がけ崩れ防止工事の実施	砂防設備の設置
事業名	河川等災害特定関連事業	特定小川災害関連環境再生事業	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	災害関連緊急砂防事業
事業目的	河川等の災害復旧事業に関し、再度災害を防止するため、災害発生の原因となった障害物の除去等を行うことにより、公共の安全を保持し、もって公共の福祉を増進する。	河川の災害復旧事業に併せて、再度災害を防止し小規模な河川の機能を保全するため、被災箇所とこれに接続する未災箇所を含めて環境に配慮した工法で復旧することにより、公共の安全を保持し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。	がけ崩れは直接人家等に被害を及ぼすおそれがあるため小規模であっても人命の損失に結びつくことが多い。したがって、がけ崩れが発生、もしくは発生するおそれが顕著な地域における安全性確保に万全を期すためには、小規模であっても地域防災上重要な箇所の復旧整備を重点的に推進する必要がある。このため、がけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度災害を防止し、もって民生の安定を図ることを目的とする。	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置を目的とする。
事業内容	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条の規定により事業費の決定のあった河川、砂防設備及び道路の災害復旧事業に関連して、当該災害の発生の原因となった障害物を除去又は是正する事業である。	河川の災害復旧事業に関連して、小規模な河川において、当該災害復旧事業箇所とこれに接続する未災箇所を含めて緩勾配護岸その他、環境に配慮した護岸等で復旧する事業である。	「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)による市町村地域防災計画に危険箇所として登載され、又は登載されることが確実であるがけ地のうち、その年の1月1日から12月31日までに発生した激甚災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置するときは人家2戸(公共的建物を含む)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事である。	砂防設備を緊急に設置する。
事業主体	都道府県、市町村	都道府県、市町村	市町村	都道府県
採択基準	(1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する河川等に係る工事であること。 (2) 災害復旧事業箇所から概ね300m以内の距離で施行されるものであること(ただし、堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業にあっては、概ね450m以内とする。) (3) 工事費が原則として災害復旧事業の工事費を超えないものであり、かつ1カ所当たり、概ね900万円以上4,500万円未満のものであること(ただし、堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業について、4,500万円では一連の効果を発揮できないものに限り、概ね7,000万円未満とすることができる。)	(1) 災害復旧事業として採択した河川のうち、以下の地域における小規模な河川において実施されるものとする。 ・市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域 ・自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域 ・被災施設付近の河川区間において絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域 (2) 原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の全部又は一部を含むものとする。 (3) 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下のものとする。	市町村が地域防災計画に登載又は登載されることが確実であるがけ崩れ危険箇所のうち、激甚な災害によってがけ地の崩壊等が発生している箇所で、市町村が緊急に施行するがけ崩れ防止工事のうち、次の各号に該当するもの 傾斜度300以上のがけ地で高さが5m以上であること(原則として砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区、保安林予定森林または保安施設地区予定地を除く) 人家2戸(公共的建物を含む)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 1カ所の事業費が600万円以上のもの	当該年発生の風水害・震災等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が溪流に堆積しているもの及び当該年発生の山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ、原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各号の一に該当し、1カ所の事業費が3,000万円以上のもの (1) 緊急な災害復旧事業に先行して施行する必要があるもの (2) 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの 鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの 官公署・学校又は公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの 人家10戸以上 農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満で当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む)

事業対象	災害発生の原因となった障害物の除去	小規模河川の機能保全	がけ崩れ防止工事の実施	砂防設備の設置
事業名	河川等災害特定関連事業	特定小川災害関連環境再生事業	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	災害関連緊急砂防事業
負担率または補助率	1/2 ただし 北海道 5.5/10・沖縄 6/10	1/2	都道府県が市町村に事業費の 1/2 を下らない率による補助をした場合に、その補助に要する経費（都道府県が 1/2 を超える率で補助した場合は、1/2 超過分を除いた額）を補助する（間接補助）。	2/3
沿革	昭和 50 年度より実施	平成 2 年度より実施（平成 7 年度に一部改正、平成 12 年度に名称変更及び一部拡充）	平成元年度より実施（担当課 河川局保全課）	昭和 62 年度より実施 【根拠法等】砂防法第 5 条、第 13 条

事業対象	地すべり対策の実施	急傾斜地崩落防止施設の緊急施工	雪崩対策の実施	一体的な急傾斜地崩落対策の実施
事業名	災害関連緊急地すべり対策事業	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	災害関連緊急雪崩対策事業	災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業
事業目的	当該年に発生し、又は活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急的に実施し、当該年度内に地すべり防止施設等の設置等を行うことによって、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	風水害、震災等が発生した地域について、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施工することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	当該年に雪崩が発生した地域について雪崩防止施設を緊急的に施工し、当該年度内に雪崩防止施設の設置等を行うことによって、雪崩の発生を防止し、雪崩による災害から国民の生命を保護し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	災害関連緊急事業の効果を確保し再度災害の防止を図るため、がけ崩れ発生箇所の応急対策と一体的に、不安定化している隣接斜面の対策を実施する。
事業内容	当該年発生した風水害・震災等により、新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に実施する地すべり防止工事である。	当該年発生した風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に実施する急傾斜地崩壊防止工事である。	当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれのある場合に、緊急的に実施する雪崩防止工事である。	がけ崩れ災害が集中的に発生した一連の地域において、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業と一体的に隣接したぜい弱斜面の崩壊防止工事を災害関係費により実施する。
事業主体	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
採択基準	当該年発生した風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり又はぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ当該工事が原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、一筋所の事業費が3,000万円以上のもの。 (1) 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの (2) 鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む）並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの (3) 官公著、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの (4) 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの	当該年発生した風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの (1) 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際の被害があったものについては5m）以上あること (2) 移転適地がないこと (3) 人家概ね5戸（公共的建物を含む）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの (4) 事業費が1,500万円以上のもの	当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれがあり、原則として当該年度に緊急に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの (1) 人家概ね5戸（公共的建物を含む）以上又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの (2) 移転適地がないもの (3) 事業費が1,200万円以上のもの	当該年発生した風水害、震災等を原因として施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（以下「災害緊急事業」という）の事業費の合計額が概ね5億円以上となる一連の地域において、災害の発生した年度に災害緊急事業と一体となって施行するもので、次の各項に該当するもの。 1 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際に被害があった箇所については5m）以上であること。 2 当該年度の急傾斜地崩壊対策の実施計画に計上されている箇所以外のもの 3 1カ所の事業費が5,000万円以上であること 4 災害緊急事業と災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（以下「がけ特事業」という）を合わせた総事業費に占めるがけ特事業の事業費の割合が原則として5割以下であること。
負担率または補助率	渓流にかかる分 2/3 その他の分 1/2	1/2	1/2	1/2
沿革	昭和62年度より実施（担当課 河川局保全課） 【根拠法等】地すべり等防止法第29条、第45条	昭和62年度より実施（担当課 河川局保全課） 【根拠法等】急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第21条	昭和62年度より実施（担当課 河川局保全課）	平成12年度より実施

2. 農林水産業施設等

事業対象	農地の復旧	農業用施設の復旧	地すべり対策の実施	ため池の復旧
事業名	農地災害復旧事業	農業用施設災害復旧事業	災害関連緊急地すべり対策事業	ため池災害関連特別対策事業
事業目的	異常なる天然現象(暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、低温、その他)によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧することを目的としています。	異常なる天然現象(暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、低温、その他)によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧することを目的としています。	災害関連緊急地すべり防止工事は、当該年の降雨・地震等のため農地保全に係る地すべり防止指定区域(指定予定区域を含む。)において、地すべりが活発となるか又はばた山崩壊の規模が大きくなることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、実施するものです。	この事業は、激甚な災害を受け、災害復旧事業の施工のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できない場合に、被災のため池、被災ため池と一連の地域内にあるため池で緊急に対策が必要なもの又は、その上流域内に土砂崩壊等が発生し緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備を行うものです。
採択要件	<p>(1) 事業採択の条件</p> <p>1. 事業費の最低基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1箇所工事の費用が40万円以上。 <p>2. 1箇所工事の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常識的な意味の1箇所 ・ 災害にかかった箇所が150m以内の間隔で連続している場合。 ・ 間隔が150mを超えても、1つの施設または2以上の施設にわたる工事で分離施行が従前効用回復上困難または不適当な場合の工事を1箇所と見なす。 <p>たとえば用水路において被災箇所が150m以上離れている場合でも大きな分水支線等のない場合は1箇所工事と見なす。</p> <p>3. 異状な天然現象の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大24時間雨量80mm以上、最大時間雨量20mm以上、洪水は警戒水位以上、風速15m/sec.平均以上、低温災害は、最近10ヶ年の凍結指数の最大値を越えること。 <p>(2) 採択する工種</p> <p>農地……田、畑(牧道は畑扱いとなります)</p>	<p>(1) 事業採択の条件</p> <p>1. 事業費の最低基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1箇所工事の費用が40万円以上。 <p>2. 1箇所工事の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常識的な意味の1箇所 ・ 災害にかかった箇所が150m以内の間隔で連続している場合。 ・ 間隔が150mを超えても、1つの施設または2以上の施設にわたる工事で分離施行が従前効用回復上困難または不適当な場合の工事を1箇所と見なす。 <p>たとえば用水路において被災箇所が150m以上離れている場合でも大きな分水支線等のない場合は1箇所工事と見なす。</p> <p>3. 異状な天然現象の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大24時間雨量80mm以上、最大時間雨量20mm以上、洪水は警戒水位以上、風速15m/sec.平均以上、低温災害は、最近10ヶ年の凍結指数の最大値を越えること。 <p>(2) 採択する工種</p> <p>農業用施設……水路、道路、頭首工、ため池、橋梁、揚水機、堤防、農地保全施設 (農業用施設は関係受益戸数2戸以上のこと)</p>	<p>当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、次期の降雨、地震等により地すべりが発生若しくは拡大して、農業・農業用施設その他公共土地施設等に被害を与えるおそれがある場合において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事であって、次の各号の一に該当するものです。ただし、1箇所の事業費が、おおむね600万円以下のもの又は地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生若しくは拡大した地すべりに係るものは除きます。</p> <p>(1) 災害復旧工事に特に先行して施工する必要があること。</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関連を有し、次の各号の一に該当すること。</p> <p>ア. 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの</p> <p>イ. 鉄道、都道府県道(指定都市の市道を含む。)以上の道路又は迂回路のない市町村道、受益面積100ヘクタール以上の農道その他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの</p> <p>ウ. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの</p> <p>エ. 貯水量3万立方メートル以上のため池又は関係面積100ヘクタール以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの</p> <p>オ. 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの</p> <p>カ. 農地10ヘクタール以上に直接被害を及ぼすと認められるもの(農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。)</p>	<p>(1) ため池の総貯水が1,000m³以上。</p> <p>(2) 工事費が1,500万円以上で、かつ、構造改善局長が別に定める場合を除き災害復旧事業の工事費を越えないこと。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア. 被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果が出来ないもの。</p> <p>イ. 被災ため池と一連の地域内(被災ため池から半径500m以内の同一水系)にあるため池、又は、その上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地農業用施設等に被害が生じているため池であって、次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(ア) 被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果が出来ないもの。</p> <p>(イ) 鉄道、国道及び県道、又は迂回路のない市町村道、受益面積100ha以上の農道その他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> <p>(ウ) 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害のあるもの。</p> <p>(4) 原則として他の改良計画がないこと。</p> <p>(5) 想定被害額が総事業費以上であること。</p>
事業主体	事業主体は、市町村、土地改良区、農協等で、営業事業に関連し又は高度の技術を必要とするものについては県が事業主体となることもあります。	事業主体は、市町村、土地改良区、農協等で、営業事業に関連し又は高度の技術を必要とするものについては県が事業主体となることもあります。	都道府県	都道府県 市町村等
採否決定時期				
補助率	1戸当たり負担額が1万円を超え2万円まで・・・70% 1戸当たり負担額が2万円を超え6万円まで・・・80%	1戸当たり負担額が1万円を超え2万円まで・・・70% 1戸当たり負担額が2万円を超え6万円まで・・・80%	国(農林水産省) ...50% 県 ...50%	国(農林水産省) ...原則は50%。但し激甚災害の場合、補助率が増嵩となります。 県 ...国(農林水産省)の補助残の50% 地元...国(農林水産省)の補助残の50%

事業対象	農地の復旧	農業用施設の復旧	地すべり対策の実施	ため池の復旧
事業名	農地災害復旧事業	農業用施設災害復旧事業	災害関連緊急地すべり対策事業	ため池災害関連特別対策事業
	1戸当たり負担額が6万円を超えるまで・・・90%	1戸当たり負担額が6万円を超えるまで・・・90%		
留意事項			<p>・災害関連緊急地すべり防止工事の採択に当たっては、当該工事に引き続いて翌年度以降に実施することが必要と認められる地すべり防止工事を併せて採択できます。</p> <p>・都道府県知事は、地すべり防止区域として指定されていない地域において、災害関連緊急地すべり防止工事を実施しようとする場合は、地すべり対策担当部局間の調整を図った上で実施申請書を提出するとともに、速やかに地すべり防止区域の指定申請を行います。</p>	<p>(1) 再度災害の恐れのあるため池とは次のとおりです。</p> <p>1) 堤体からの漏水が次のいずれかに該当する。 ア．堤長100m当りの漏水量 1.5L/s以上。 イ．1日の漏水量が総貯水量の0.1%以上。 ウ．パイピングの予兆が認められる。</p> <p>2) 堤体が、当初の断面に比して面積率で7%以上変形。</p> <p>3) 浸潤線が堤体下流法面の比較的高い位置に浸出し、漏水量の異常が認められるもの。</p> <p>4) 余水吐が破損しているもの又は断面不足のもの。</p> <p>5) 取水施設の脆弱化が破堤につながると判断されるもの。</p> <p>6) 当該災害により危険な状態となり、総貯水量の2分の1以上を確保できなくなったもの。</p> <p>(2) 一定計画とは「老朽ため池整備指針」の整備計画です。</p> <p>(3) 一連の地域内ため池とは水系が同じでも被災ため池と連結しないものは含まれません。</p> <p>(4) 「構造改善局長が別に定める場合」とは、災害復旧事業と一体的に堤体補強工事又は、余水吐改修工事を施行することが経済的と認められる場合とします。</p> <p>(5) 事業の実施期間は原則として3ヶ年以内とします。</p>

事業対象	農地の区画整理	農村生活環境施設の復旧
事業名	農地災害関連区画整備事業	災害関連生活環境施設復旧事業
事業目的	被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する未被災農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を図ることにより再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全に資することを目的としています。	災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成に資することを目的としています。
採択要件	次のすべての要件を満たすこと。 ・工事費4百万円以上（災害復旧事業の被災面積、工事費を原則として超えないもの） ・受益戸数が2戸以上 ・事業効果が大きいこと（農地の整備に用いる費用<復旧限度額） ・面積の5割以上が被災 ・補助残の1/2以上は地方公共団体負担	次のすべての要件を満たすこと。 ・農村生活環境施設とは「集落排水施設」「営農飲雑用水」「農村公園」で農業農村整備事業により整備された施設 ・工事費2百万円以上（12百万円以上は本省協議） ・受益戸数が2戸以上 ・「災害復旧事業」と同一地域内で実施すること（落雷については単独でも採択）
事業主体	都道府県 市町等 土地改良区等	都道府県 土地改良区等
採否決定時期	申請後60～90日程度	工事費12百万円未満、災害査定と併せ行う現地調査時に決定 工事費12百万円以上、本省協議（現地調査後60日程度で決定）
補助率	農地50%、施設65%（施設については激甚災による嵩上げあり）	50%（激甚法による嵩上げなし） 本事業の調査は災害復旧事業の査定の際併せて実施する。
留意事項	（1）整備水準は現行ほ場整備事業と同程度 （2）換地費計上可 県・市町村負担に対する起債措置があります。 起債償還費に対する財政措置があります。	集落排水施設のみについてあり（100%）、農村公園施設、営農飲雑用水施設のみについては、普通交付税を決定する場合の基準財政需要額に補助残が算入されます。

3. 住宅・宅地等

事業対象	住宅の集団移転	住宅の集団的建設	住宅の整備・賃貸	住宅の整備・賃貸
事業名	防災集団移転促進事業	小規模住宅地区等改良事業	公営住宅整備事業	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
事業目的	この事業は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」(昭和47年法律第132号)に基づき、災害復旧事業や防災工事をしても依然として災害による危険を取り除くことができないか、あるいは、当該区域から住民の生活の本拠である住居そのものを防災上安全な他の地域へ移転してしまっただけで得策であると認められる地区(以下「移転促進区域」という)内にある住居の集団移転を促進する。	不良住宅が集合すること等により住環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する。	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚高上げ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条に基づき、当該激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸する
事業内容	防災集団移転促進事業を実施する地方公共団体の以下の経費に対して補助を行う。 (イ) 住宅団地の用地の取得及び造成 (ロ) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助 (ハ) 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の公共施設の整備 (ニ) 移転促進区域内の農地等の買い取り (ホ) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備 (ヘ) 移転者の住居の移転に対する補助等に要する経費	(1)不良住宅の買収除却 (2)公共施設、地区施設の整備 (3)小規模改良住宅の建設 等		国土交通大臣が告示する市町村の区域において、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合には、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用を補助する。
採択要件	移転促進区域から移転する住居数が10戸以上 移転住居数が10戸～20戸の場合は10戸以上、21戸以上の場合は、その半数以上で移転先に住宅団地を整備すること 移転促進区域から全ての住居が移転すること	不良住宅戸数が15戸以上かつ5割以上	(1)住宅建設計画法に規定する都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて行われること (2)国土交通大臣の定める整備基準に従うこと(10戸以上等) (3)公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするよう努めること	市町村の区域内にある住宅のうち、住宅の滅失戸数が100戸以上又は1割以上である市町村の区域
事業主体	市町村又は都道府県	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
負担率または補助率	補助率：3/4	(1)不良住宅買収除却費：1/3～1/2 (2)公共施設等整備費：1/2 (3)小規模改良住宅(賃貸)建設費：2/3 (4)小規模改良住宅(賃貸)用地取得造成費：1/2 (5)一時収用施設設置費：1/3 (6)老朽住宅除却等費：1/2 (7)小規模改良住宅(分譲)の調査設計計画費：1/3 (8)小規模改良住宅(分譲)の敷地整備費：1/3 (9)定期借地権付き改良住宅(分譲)の敷地整備費：1/2 ・老朽住宅除却等について、その対象は産炭等地域、過疎地域に存する不良住宅又は空家住宅である。	(1)建設費等補助 地方公共団体が建設又は買取りを行う場合：全体工事費に対し国1/2 地方公共団体が借上げを行う場合：共同施設等整備費に対し国1/3、地方1/3 (2)家賃対策補助：近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額に対し国1/2、地方1/2	3/4 (通常1/2、一般の災害2/3)
備考	【根拠法等】制度要綱	・平成9年度創設 【根拠法等】小規模住宅地区等改良事業制度要綱	【根拠法等】公営住宅法	【根拠法等】激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条

事業対象	賃貸住宅の整備	まちづくりの推進	都市施設の復旧	住宅資金の融資
事業名	準特定優良賃貸住宅(特公賃型)	まちづくり交付金	【参考】都市災害復旧事業等	【参考】住宅金融公庫災害復興住宅融資
事業目的	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度を確立し、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図る。	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度。	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、主として都市計画区域内において下水道、公園、街路及び都市排水施設等の都市施設が災害を受けた場合を受けた場合において、災害復旧速やかに行うことにより民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。	金利等を優遇した補修資金、建設資金、購入資金の融資
事業内容				
採択要件	公営住宅整備事業に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・地区要件なし ・都市再生整備計画を作成 	(1)地方公共団体が維持管理する都市施設の災害復旧事業で、当該地方公共団体等が施行するもの (2)暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、生じた災害であること 【適用除外】 (1)市町村に係るものにあつては一箇所の工事の費用が60万円以下のもの (2)工事の費用に比してその効果の著しく低いもの (3)維持工事とみるべきもの 等	【申し込みができる方】 ・住宅金融公庫が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から住宅に5割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方 ・ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修される方 等 【融資を受けることができる住宅】 ・各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること ・建設、購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること ・敷地の権利が転貸借でないこと 等
事業主体	買取又は借上げ：地方公共団体	市町村	地方公共団体	個人又は法人
負担率又は補助率	(1)建設費等補助：建設等（買取費用相当分を含む）に要する費用に対し国 1/2 (2)家賃対策補助：家賃と入居者負担基準額との差額に対し国 1/2、地方 1/2	・都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象に交付 ・交付額は一定の算出方法により算出（事業費の概ね4割を交付）	公共土木施設： 下水道（流域下水道、公共下水道、都市下水道）、公園：2/3 その他の都市施設（街路、都市排水施設等）：1/2 激甚嵩上げ有	建設資金、新築購入資金： ・耐火、準耐火、木造（耐久性）：1,160万円 ・木造（一般）：1,100万円
備考	【根拠法等】準特定優良賃貸住宅制度要綱	総合的に実施する場合に適用できる	・都市計画区域内であることが採択要件となるので山古志村では適用除外か 【根拠法等】公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金法	申込期間は平成16年10月25日(月)から(約2年間、終期末定)

4. 鉄道

事業対象	鉄道の復旧
事業名	災害復旧事業
事業目的	大規模災害を受けた経営困難な鉄軌道事業者に対し、その復旧費用の一部を助成し、鉄軌道事業者の事業運営基盤を整備する。
事業内容	国民生活に著しい障害を生じるおそれのあるような、大規模な天然災害を受けた鉄軌道事業者に対し、その鉄軌道施設の原形復旧等に要する費用の一部を運輸施設整備事業団を通じて助成する。
事業主体	鉄軌道事業者
採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・当該鉄道の復旧事業の施行が民生の安定上必要なこと ・災害復旧事業費の額が当該鉄道の運輸収入の1割以上の災害であること ・当該鉄道事業者について、その損益状況が、被災前3カ年又は被災年度以降5カ年度を超えて営業損失又は経常欠損となることが確実と見込まれること 等
負担率または補助率	1/4 以内（関係地方公共団体も国に準じ 1/4 以内）
沿革	<p>昭和 33 年 「鉄道軌道整備法」一部改正（災害復旧費補助の創設）</p> <p>平成 3 年 「鉄道軌道整備法」一部改正（補助要件、補助率の改正）</p>